

美しいあなんを求めて

下水道

下水道使用料が決まりました。

平成22年3月議会において「阿南市公共下水道条例」が制定され、下水道使用料が決まりましたのでお知らせします。

○ 下水道使用料とは

下水道の使用を開始すると、汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただくこととなります。この使用料は、富岡浄化センター（終末処理場）の運転管理費用や下水道を整備するために借り入れた資金の返済の一部などにあてられます。

○ 下水道使用料金表

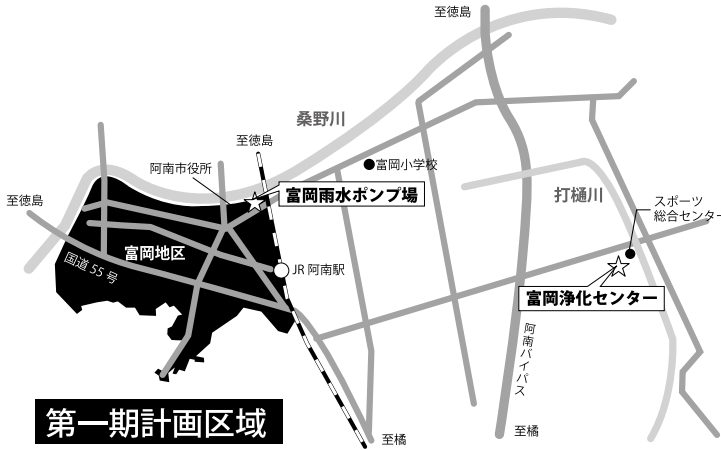
下水道使用料は、上水道使用料と同様に「基本料金」があるほか、使用した水量に応じて単価の区分を設けた「累進制」となっています。具体的な下水道使用料の算出方法については、下記に例を示しました。

○ 汚水量の認定

汚水の量は、原則として上水道使用量と同量とみなすため、水道メーターの検針水量から下水道使用料を算出します。

○ 下水道使用料の納付方法

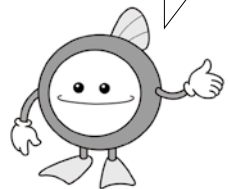
下水道使用料は、上水道使用料と合わせてお支払いいただくこととなります。



第一期計画区域

*平成23年4月から第1期計画区域内の一部地域において、下水道が使用できようになります。

連載①～⑥は、下水道課ホームページに掲載しています。
(<http://www.city.anan.tokushima.jp/>) > 暮らし・環境 > 公共下水道からアクセスできます。



下水道使用料金表

(税抜き)

汚水の種類	基本料金	超過料金	
一般汚水	10m ³ まで1,400円	10m ³ を超え20m ³ まで	150円/m ³
		20m ³ を超え30m ³ まで	155円/m ³
		31m ³ 以上	160円/m ³
公衆浴場汚水	150m ³ まで7,500円	151m ³ 以上	55円/m ³

下水道使用料早見表 (一般汚水)

* 1ヵ月あたりの使用料

使用水量	下水道使用料 (税込み)
10m ³	1,470 円
15m ³	2,257 円
20m ³	3,045 円
25m ³	3,858 円
30m ³	4,672 円

上水道使用水量 (水道メーターの検針水量) などを基に算出します。

● 使用料計算例

一般家庭が1ヵ月に20m³使用した場合

基本料金 1,400 円 ①

超過料金 10m³ × 150 円 / m³ = 1,500 円 ②

小計 ① + ② = 2,900 円 ③

③ × 1.05 (消費税) = 3,045 円

問い合わせは
1796()へ
下水道課 (☎22)